

1月 教育長 教育行政報告

令和2年

12月28日(月) 仕事納めにあたっての市長訓示

令和3年

1月4日(月) 仕事始めにあたっての市長訓示

部長会議

甲賀市セーフコミュニティ推進本部会議

7日(木) 第2回甲賀市行政改革推進本部会議

8日(金) 令和2年度第3回人事に係る第一次ヒアリング

(多羅尾小学校、甲南第三小学校、甲南第一小学校、雲井小学校、大野小学校、朝宮小学校、信楽小学校)

10日(日) 甲賀市消防出初式

令和3年(2021年)甲賀市成人式

12日(火) 第32回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

甲南第三小学校再編検討協議会報告書受理

13日(水) 第9回学校経営等協議会

令和2年度第3回人事に係る第一次ヒアリング

(甲南第二小学校、土山小学校、小原小学校)

14日(木) 令和2年度第3回人事に係る第一次ヒアリング

(油日小学校、伴谷小学校、綾野小学校、佐山小学校、甲南中部小学校、貴生川小学校、市教育委員会)

シンガポール×甲賀のオール・ブリュット交流作品展

15日(金) 部長会議

「甲賀市立中学校いじめ事案調査」の答申報告

令和2年度第3回人事に係る第一次ヒアリング

(柏木小学校、水口小学校、大原小学校、伴谷東小学校、希望ヶ丘小学校)

18日(月) 令和2年度第3回人事に係る第一次ヒアリング

(土山中学校、甲賀中学校、甲南中学校、信楽中学校、城山中学校、水口中学校、市教育委員会)

19日(火) 甲南第二小学校再編検討協議会報告書受理

1月20日(水) 第6回校務運営等協議会
第1回甲賀市総合教育会議
第1回甲賀市教育委員会定例会

甲賀市幼保・小中学校再編計画（基本計画）状況報告について

1. 再編検討協議会

【状況報告】

甲南第三小学校再編検討協議会から報告書提出

日 時：令和3年1月12日（火） 10時00分から10時30分

出席者：正副委員長、教育長

第5回 甲南中部小学校再編検討協議会

日 時：令和3年1月15日（金） 19時30分から21時00分

場 所：甲南第一地域市民センター3階 会議室

出席者：委員13名（欠席なし）・事務局職員

議事概要：前回会議の概要報告、ワークショップの意見について、意見交換

その他：傍聴・報道機関なし

甲南第二小学校再編検討協議会から報告書提出

日 時：令和3年1月19日（火） 10時00分から10時30分

出席者：正副委員長、教育長

2. 実施計画検討協議会

【状況報告】

開催なし

3. 今後の予定

第3回 大野学区幼保・小中学校再編検討協議会

日 時：令和3年1月22日（金） 19時30分から

第6回 甲南中部小学校再編検討協議会

日 時：令和3年2月26日（金） 19時30分から

甲賀市教育委員会

教育長 西村文一様

甲南第三小学校再編検討協議会 報告書

甲南第三小学校再編検討協議会(以下「協議会」)では、市教育委員会が示された「甲賀市幼保・小中学校再編計画」に対し、令和2年8月より5回にわたり、将来の子ども達の教育環境を最優先に協議を重ねて来ました。

甲南第三小学校は少ない人数ながら、特認校としての魅力発信のおかげで数名他地域からの児童も登校してくれています。甲南第三小学校の包容力や地域の優しさがこうした児童にも伝わっているものと思います。自治振興会の子ども会の研修旅行や地域のお祭りにも、地域の子も達と同様に参加を促しています。特認校の制度をもっと活用して児童数の増加が見込まれるなら、甲南第三小学校の役割と存在感が増すものと考えます。現況、甲賀市教育委員会の指導の下、職員の皆さんの努力や工夫により少人数であっても、6年間の学校生活を有意義に過ごしてくれていることは保護者や地域共々感謝しております。

しかし、現状の甲南第三小学校の児童数や今後6年間の児童数を鑑み、他校との統合もやむを得ない状況ではあります。心情的には地域に愛されている甲南第三小学校の存続を希望するも、子ども達の学習環境を考えるとあまりにも少人数になることから苦渋の選択をすることになりました。但し、できれば、他校に吸収される形の統合は避けて頂きたい、3校区の合同の理解のもと新しい学校での再編統合を切に希望いたします。

開校以来110年以上の歴史ある甲南第三小学校は、地域と共に育み、地域によって支えられてきた大切な場所でもあります。学校の歴史や学びは、地域の歴史であり文化であり、人々の拠り所でもあります。統合により甲南第三小学校が取り組んできた野鳥を通じ命の大切さを学ぶ学習や、この地域の農作物を通じ、人々の出会いや地域の良さを発見する学習がなくなれば、地域に生きる気持ちが減少するように考えます。同時に、学校や登下校時に聞こえる子ども達の声が聞こえなくなると、この地域の人口減少により拍車をかける要因にはならないだろうか、地域の苦

悩と不安は統合によっても、現状のままであっても増すばかりです。

さらに、再編後の甲南第三小学校校舎の利活用にも考慮して頂きたいと思います。校舎は甲南第三学区の指定緊急避難所に指定されています。現在、どの場所においても大きな災害に見舞われる可能性があり、又南海トラフ巨大地震が近い将来に高い確率で起きるとされています。地域の安全と安心のため緊急避難所として活用可能な利活用をお願いします。

子ども達の未来のため、子ども達や学校の個性を尊重した再編を期待します。数字あわせでの統合ではなく地域性や文化や土壌などいろいろな条件を鑑み再編を進めて頂きますよう要望します。

教育委員会におかれましては、今後とも甲南第三学区の子ども達の学習環境の向上と、地域発展のため御尽力を賜りますようお願いいたします。

令和3年1月12日

甲南第三小学校再編検討協議会
委員長 中野和彦

令和3年1月19日

甲賀市教育委員会
教育長 西村文一様

甲南第二小学校再編検討協議会
委員長 神山 彰

甲南第二小学校再編検討協議会 報告書

甲南第二小学校再編検討協議会（以下「協議会」という）では、甲賀市教育委員会（以下「教育委員会」という）から示された『甲賀市幼保・小中学校再編計画』に対して、令和2年8月より5回にわたり、様々な論点から活発な議論を行い、甲南第二小学校における学校再編の是非について協議を進めてきました。

そのまとめとして、現在の小学校の教育および学校での生活環境に課題は感じられず、学校と地域の関係も良好であり、地域にとってかけがえのない存在でもあることから、協議会としては、甲南第二小学校の存続を希望するという結論に至りましたので報告します。

しかしながら、将来的には、子どもの数が減少してきた時など教育環境に大きな変化が生じた場合には、改めて学校再編について協議を行う必要があると考えます。

再編検討協議会における主な意見等

1. 教育委員会が再編計画で提示されている1学級の児童数35人、低学年は25人を基本とし、複数クラスを適正な学校規模とすることについては、一定の理解もできますが、長年各学年単一学級での運営であっても大きな課題は無く、今後の児童数予測においても大きな減少は見られないことから、現在の甲南第二小学校の1学級の児童数20人程度が、先生の目が行き届き、全校児童数も適正であると考えます。

また、甲南第二小学校では、大規模校よりも高学年と低学年の児童の交わりが多く、通学途中や学校生活の中で面倒を見ることで、思いやりの心や兄弟姉妹のような関係が育つ優れた環境であると考えています。

2. 今の教育環境は児童一人ひとりの個性が発揮でき、静かで勉強しやすく、親子、地域、高齢者などのつながりも良い状況にあります。友達関係に課題がある場合も、子どもが親や学校に相談できる環境が整っていることから、親の子どもへの接し方や先生方の対応により解決できると考えます。

3. 甲南第二小学校の学校運営は、少人数でも運動会や合唱などを地域とも連携しながら工夫して行っていただいております、非常に良い雰囲気です。
4. 甲南第二小学校は、地域のシンボルです。ある地域では、小学校がなくなることで子育て世帯が離れていくという話を聞きました。甲南第二小学校の存在は、私たちの地域の人口減少を抑制する要素であり、地域で子育てしやすい環境を継続するためには大切な存在です。
5. 甲南第二学区には、地域の方が学校に対して積極的に協力する風土があり、学校と地域との関係が良く、その状況を再編により壊す必要はありません。現在の教育環境、学校と地域との関係を維持することが子どもの発達保障とこの地域の発展につながると考えます。
6. 地域にとって小学校がなくなることはデメリットになるかもしれませんが、それでも再編することによって、子どもの教育環境が今よりも良くなると思える夢のある再編計画をもう一度、再考していただく必要があると考えます。人口減少の中、人が減っていくから小学校を一つにまとめるという再編は、ネガティブしか生まないと思います。ネガティブなイメージでなくポジティブなイメージで他の小学校と一緒にしても良いと思えるような再編計画を示していただく必要があると考えます。
7. 幼少期から思春期へと成長する小学校6年間を、複数学級で学校生活を送ることは、児童が多様な物の見方や考え方に触れることができ、大人になった時に大事な能力になります。この時期をクラス替えがなく同じ児童で学校生活を送ることは避けるほうが望ましいと考えます。単一学級では、幅広い仲間との触れ合いができず、友達関係の固定化や友達間の問題をずっと引きずったまま小学校を終えなければならない場合も出てくると思います。そうしたことが、個々の児童の人格形成に影響を及ぼすことは少なくないと考えます。各学年で複数学級の実現ができる学校規模を目指すべきであると考えます。

上記のような意見を基に、今回の結果に至りましたが、市教育委員会におかれましては、今後とも、甲南第二学区の教育全般につきまして、更なるご支援、ご指導を賜りますようお願いを申し上げます、協議会の報告といたします。

議案第 1 号

甲賀市立小中学校における医療的ケアの実施に関する要綱の制定について
上記の議案を提出する。

令和 3 年 1 月 2 0 日

甲賀市教育委員会教育長 西 村 文 一

甲賀市立小中学校における医療的ケアの実施に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、甲賀市立小中学校（以下「小中学校」という。）において、医療的ケアを実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(医療的ケア)

第2条 この告示において「医療的ケア」とは、小中学校に在籍し、かつ、本市に住所を有する児童生徒に対して、当該小中学校において行われる身体機能の維持又は健康保持のために必要不可欠な看護等の行為であって、医師が必要と認め、かつ、医師の指示の範囲で実施するものをいう。

(実施主体)

第3条 この事業の実施主体は、甲賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）とする。ただし、この事業の一部を健康保険法（大正11年法律第70号）に規定する指定訪問看護事業者に委託することができる。

(医療的ケアの実施条件)

第4条 医療的ケアを実施するための条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 医療的ケアは、医師の指示に基づいて、日常的に継続して保護者が行っている行為であること。
- (2) 医療的ケアの必要性が長期間にわたって存在し、かつ、児童生徒の身体の状態が安定していること。
- (3) 保護者からの申請に基づき、この告示に定める手続きを経て行われものであること。
- (4) 児童生徒の体調不良が予見される時等においては、児童生徒の安全性を確保するため、校長の指示により保護者が医療的ケアを行うこと。

(医療的ケアの申し込み)

第5条 医療的ケアの実施を希望する者（以下「申込者」という。）は、次に掲げる日までに医療的ケア申込書（様式第1号）に医療的ケアの実施についての医師の意見書（様式第2号。以下「医師の意見書」という。）を添えて教育委員会に提出するものとする。ただし、第2号の場合において、医療的ケアの内容に変更が無いときの医師の意見書については、提出を省略させることができる。

- (1) 新たに医療的ケアの実施を希望する場合にあっては、前年度の7月末日。

ただし、小中学校に在籍する児童生徒であって、疾病等により医療的ケアが必要となった場合にあっては、医療的ケアが必要になった日後速やかに

(2) 前年度において医療的ケアを受けている者が次年度においても引き続き医療的ケアの実施を希望する場合にあっては、前年度の11月末日

(医療的ケアの実施の可否の決定)

第6条 教育委員会は、前条の申込書の提出があったときは、医療的ケアの実施の可否について教育支援委員会に諮問するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による教育支援委員会の答申の結果に基づき、医療的ケアの実施の可否を決定し、医療的ケア決定通知書（様式第3号）により、申込者に通知するものとする。

3 教育委員会は、医療的ケアの実施に当たり必要な条件を付することができる。

(医療的ケアの実施)

第7条 医療的ケアは、看護師等が実施する。

2 医療的ケアを実施する看護師等（以下「実施者」という。）は、前条の規定により医療的ケアの実施の対象として決定を受けた児童生徒（以下「対象児童等」という。）について、主治医、学校医等医療関係者との連携に努め、医師の指示書に基づき、医療的ケアを実施する。

(学校及び実施者の留意事項)

第8条 医療的ケアは、対象児童等ごとに必要な手順を定めて実施されなければならない。

(医療的ケアの内容変更)

第9条 教育委員会は、医療的ケアの内容が変更になる場合は、対象児童等の保護者から、第5条の医療的ケア申込書及び医師の意見書の提出を求めるものとする。

2 医療的ケアの内容変更の可否の決定に当たっては、第6条の規定を準用する。

(派遣の中止)

第10条 教育委員会は、次に掲げる場合は医療的ケアを中止できるものとし、医療的ケア中止決定通知書（様式第4号）により、対象児童等の保護者に通知するものとする。

(1) 対象児童等が市外へ住所を変更したとき。ただし、教育委員会がやむを得ないと判断した場合は、この限りでない。

(2) 対象児童等の心身の状態等から鑑みて、安全性の確保が困難だと医師が判断したとき。

(3) その他中止が相当であると教育委員会が認める事項が生じたとき。

(緊急時の対応)

第11条 対象児童等の在籍する小中学校（以下「実施校」という。）は、あらかじめ主治医の指示内容、緊急時に搬送する医療機関、緊急連絡先等を記した緊急対応表を対象児童等の主治医及び保護者と協議の上作成し、緊急時には、これに基づき対応するものとする。

(実施校の役割)

第12条 実施校は、校長の管理責任の下、医療的ケア安全委員会を設置し、対象児童等の個別の教育支援計画を作成しなければならない。

(保護者の役割)

第13条 対象児童等の保護者は、次に掲げる役割を負う。

(1) 医療的ケアに必要な医療機器、器具及び消耗品（以下「医療機器等」という。）を用意し、医療機器等が正常に作動するよう、点検し、及び管理すること。

(2) 主治医、実施校及び実施者との連携に努め、定期的に主治医によって確認又は修正された指示書を提出すること。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、医療的ケアの実施について必要な事項は、別に定める。

付 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

医療的ケア申込書（新規・継続・変更）

甲賀市教育委員会 へ

年 月 日

申込者 _____ 印

次のとおり、医療的ケアの申し込みをします。

記

1. 児童生徒名 _____

2. 生年月日 _____ 年 月 日

3. 医療的ケアの実施を希望する小中学校
甲賀市立（ _____ ）学校

4. 医療的ケアの内容

5. 緊急時の連絡先

氏名 _____ 電話 _____

6. 医療機関の名称 _____

電話 _____ F A X _____

主治医の氏名 _____

様式第2号（第5条関係）

医療的ケアの実施についての医師の意見書

児童生徒名		
生年月日		
主たる傷病名		
現 状	病状・治療状態（所見）	
	投与中の薬剤の容量・用法	
	装着・使用の医療機器等	
看護師に指示する事項 （医療的ケアの内容）		
留意事項		
緊急時の対応 （処置・連絡先など）		

年 月 日

甲賀市教育委員会 あて

医療機関名 _____

住 所 _____

電 話 ()—()—()

F A X ()—()—()

主治医名 _____

年 月 日

様

甲賀市教育委員会



医療的ケア決定通知書

医療的ケア申込書に基づき検討した結果、下記のとおり決定しましたので甲賀市立小中学校における医療的ケアの実施に関する要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

- 1 児童生徒名 _____
- 2 医療的ケアの実施の可否
- 3 実施できない理由

議案第 2 号

甲賀市文化スポーツ財団法人に係る新型コロナウイルス感染症対応緊急支援補助
金交付要綱の制定について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 1 月 2 0 日

甲賀市教育委員会教育長 西 村 文 一

甲賀市文化スポーツ財団法人に係る新型コロナウイルス感染症対応緊急支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の影響により、財団法人が広く市民を対象に実施しているスポーツ振興事業等について中止等した場合における当該財団法人の一部減収分について補助金を交付するものとし、その交付に関し甲賀市補助金等交付規則（平成16年甲賀市規則第34号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「財団法人」とは、文化芸術及びスポーツの振興を目的とした市が出資又は出捐する公益財団法人をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、財団法人であって、次に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

(1) 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の指定管理者をいう。）が管理運営基準書に基づき行う業務（以下「施設業務」という。）において、その業務により得る収入（以下「業務収入」という。）を財団法人の運営に充てていること。

(2) 施設業務において新型コロナウイルス感染症の影響により生じた業務収入の減収分を補填するため、市の出資金を充てていること。

(3) その他助成、給付金等の適用を受けた場合は、その金額を補填してもなお不足が生じていること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、新型コロナウイルス感染症の影響で生じる業務収入の減収分のうち、その減収分の補填を市の出資金から充てた場合における当該補填金に相当する額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、文化スポーツ財団法人に係る新型コロナウイルス感染症対応緊急支援補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 当該年度の財団法人の業務計画書及び予算書
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、業務収入が減収となったことにより、財団法人の運営のため、市の出資金を充てていることが確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類
(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるものについて、交付の決定をし、文化スポーツ財団法人に係る新型コロナウイルス感染症対応緊急支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に対し通知するものとする。

(概算払)

第7条 前条の規定により交付決定の通知を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、文化スポーツ財団法人に係る新型コロナウイルス感染症対応緊急支援補助金交付請求書（様式第3号）により概算払による請求をすることができる。

2 市長は、前項の請求を適当と認めたときは、同項の交付請求書の受理から30日以内に補助金を交付するものとする。

(変更交付申請)

第8条 補助決定者は、補助金の額が増額となる変更をしようとする場合には、あらかじめ文化スポーツ財団法人に係る新型コロナウイルス感染症対応緊急支援補助金変更交付申請書（様式第4号）に、第5条各号に規定する書類及び当初交付決定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(変更交付決定)

第9条 市長は、前条に規定する申請書を受理し、その内容が適当であると認めたときは、文化スポーツ財団法人に係る新型コロナウイルス感染症対応緊急支援補助金変更交付決定通知書(様式第5号)により補助決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助決定者は、交付決定を受けた年度の事業の完了後速やかに、文化スポーツ財団法人に係る新型コロナウイルス感染症対応緊急支援補助金実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 当該年度の財団法人の業務報告書及び収支決算書

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条に規定する実績報告書を受理し、その内容が適当であると認めるときは、文化スポーツ財団法人に係る新型コロナウイルス感染症対応緊急支援補助金交付額確定通知書（様式第7号）により補助決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 前条に規定する補助金の額の確定の通知を受けた者は、速やかに市長に対し文化スポーツ財団法人に係る新型コロナウイルス感染症対応緊急支援補助金交付請求書（様式第8号）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の交付請求書の提出を受けたときは、速やかに前条の規定により確定した補助金の額から第7条の規定により既に支払った補助金の額を差し引いた金額を支払うものとする。

3 市長は、前条の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその金額を超える補助金が交付されているときは、補助決定者に対して期限を定めてその返還を請求するものとする。

(状況報告)

第13条 補助金の交付を受けた者（以下「補助金受領者」という。）は、市長の要求があったときは、補助事業の状況について、書面で市長に報告しなければならない。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助金受領者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金を受けたとき。

(2) その他規則又はこの告示に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、文化スポーツ財団法人に係る新型コロナウイルス感染症対応緊急支援補助金交付決定取消通知書兼返還請求書（様式第9号）により補助決定者に通知するものとし、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(失効)

2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

3 この告示の失効前に補助金の交付決定を受けた者に係る規定については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

様式第1号（第5条関係）

文化スポーツ財団法人に係る新型コロナウイルス感染症対応
緊急支援補助金交付申請書

年 月 日

甲賀市長 あて

申請者 住 所
名 称
代表者名

印

標記の補助金の交付を受けたいので、甲賀市文化スポーツ財団法人に係る新型コロナウイルス感染症対応緊急支援補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

財団法人の名称

申請金額

円

- 添付書類
- (1) 当該年度の財団法人の業務計画書及び予算書
 - (2) 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、業務収入が減収となったことにより、財団法人の運営のため、市の出資金を充てていることが確認できる書類
 - (3) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

文化スポーツ財団法人に係る新型コロナウイルス感染症対応
緊急支援補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

甲賀市長



年 月 日付けで交付申請のあった標記の補助金について、甲賀市文化スポーツ財団法人に係る新型コロナウイルス感染症対応緊急支援補助金交付要綱第6条の規定により下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

財団法人の名称

補助金交付決定額

円

年 月 日

甲賀市長 あて

請求者 住 所
法人名
代表者名 ⑩
電話番号

文化スポーツ財団法人に係る新型コロナウイルス感染症対応
緊急支援補助金交付請求書（概算払）

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記
の補助金について、甲賀市文化スポーツ財団法人に係る新型コロナウイルス
感染症対応緊急支援補助金交付要綱第7条の規定により請求しま
す。

記

1. 請求内容

財団法人の名称

交付請求額 円

2. 振込先

金融機関名		本（支）店名	
口座種別			
口座番号			
(フリガナ)			
口座名義人			

注：請求者と口座名義人が異なる場合は、口座名義人に領収権を委任したものとみなします。

様式第4号（第8条関係）

文化スポーツ財団法人に係る新型コロナウイルス感染症対応
緊急支援補助金変更交付申請書

年 月 日

甲賀市長 あて

申請者 住 所
名 称
代表者名

印

標記の補助金の申請額を変更したいので、甲賀市文化スポーツ財団法人に係る新型コロナウイルス感染症対応緊急支援補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

財団法人の名称	
変更後の申請金額	円…①
当初の申請金額	円…②
補助金の差引増減	円（①－②）

- 添付書類
- （1）当該年度の財団法人の業務計画書及び予算書
 - （2）新型コロナウイルス感染症の影響を受け、業務収入が減収となったことにより、財団法人の運営のため、市の出資金を充てていることが確認できる書類
 - （3）当初交付決定通知書の写し
 - （4）その他市長が必要と認める書類

様式第5号（第9条関係）

文化スポーツ財団法人に係る新型コロナウイルス感染症対応
緊急支援補助金変更交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

甲賀市長

印

年 月 日付けで交付申請のあった標記の補助金については、甲賀市文化スポーツ財団法人に係る新型コロナウイルス感染症対応緊急支援補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり変更交付することに決定したので通知します。

記

財団法人の名称	
変更後の補助金交付決定額	円…①
当初の補助金交付決定額	円…②
補助金の差引増減	円（①－②）

様式第6号（第10条関係）

文化スポーツ財団法人に係る新型コロナウイルス感染症対応
緊急支援補助金実績報告書

年 月 日

甲賀市長 あて

申請者 住 所
名 称
代表者名

印

甲賀市文化スポーツ財団法人に係る新型コロナウイルス感染症対応緊急支援補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて実績を報告します。

添付書類 (1) 当該年度の財団法人の業務報告書及び収支
決算書
(2) その他市長が必要と認める書類

様式第7号（第11条関係）

文化スポーツ財団法人に係る新型コロナウイルス感染症対応
緊急支援補助金交付額確定通知書

第 号
年 月 日

様

甲賀市長



年 月 日付けで実績報告のあった標記の補助金について、甲賀市文化スポーツ財団法人に係る新型コロナウイルス感染症対応緊急支援補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり確定しましたので通知します。

記

財団法人の名称	
補助金の額の確定額	円…①
既交付済補助金額	円…②
差引交付可能補助金額	円（①－②）

年 月 日

甲賀市長 あて

請求者 住 所
団体名
代表者名 ⑩
電話番号

文化スポーツ財団法人に係る新型コロナウイルス感染症対応
緊急支援補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定のあった標記
の補助金について、甲賀市文化スポーツ財団法人に係る新型コロナウイルス
感染症対応緊急支援補助金交付要綱第12条の規定により請求し
ます。

記

1. 請求内容

財団法人の名称

交付請求額 円

2. 振込先

金融機関名		本(支)店名	
口座種別	当座 ・ 普通		
口座番号			
(フリガナ)			
口座名義人			

注：請求者と口座名義人が異なる場合は、口座名義人に領収権を委任したものとみなします。

年 月 日

様

甲賀市長



文化スポーツ財団法人に係る新型コロナウイルス感染症対応
緊急支援補助金交付決定取消通知書兼返還請求書

年 月 日付け 第 号で通知した標記の補助金の
交付決定については、下記の理由により取り消します。また、同補助金の
返還の必要がある場合は、併せて返還を請求しますので期限までに納付し
てください。

記

取消理由	
------	--

【返還対象の支援金】

財団法人の名称	
返還を要する補助金の有無	有 ・ 無
補助金交付日	年 月 日
交付した補助金額	円
交付の取消額	円
返還請求額	円
納付期限	年 月 日

令和2年度小・中学校卒業式 令和3年度小・中学校入学式 日程 一覧

校名	卒業式		開式時刻 (卒業生 入場時刻)	入学式		開式時刻 (入学生 入場時刻)	備 考			
	日	金	時刻	日	金	時刻	卒業式…来賓入場 入学式…来賓入場	来賓なし	卒業生入場 新入生入場	時刻
伴谷小	3月19日	金	9:00	4月9日	金	10:00	卒業式…来賓入場 入学式…来賓入場	来賓なし	卒業生入場 新入生入場	9:00 10:00
柏木小	3月19日	金	9:25	4月9日	金	9:55	卒業式…来賓入場 入学式…来賓入場	来賓なし	卒業生入場 新入生入場	9:25 9:55
水口小	3月19日	金	9:00	4月9日	金	10:00	卒業式…来賓入場 入学式…来賓入場	来賓なし	卒業生入場 新入生入場	9:00 10:00
黄生川小	3月19日	金	9:00	4月9日	金	9:30	卒業式…来賓入場 入学式…来賓入場	来賓なし	卒業生入場 新入生入場	9:00 9:30
綾野小	3月19日	金	9:00	4月9日	金	10:00	卒業式…来賓入場 入学式…来賓入場	来賓なし	卒業生入場 新入生入場	9:00 10:00
伴谷東小	3月19日	金	9:00	4月9日	金	10:00	卒業式…来賓入場 入学式…来賓入場	来賓なし	卒業生入場 新入生入場	9:00 10:00
大野小	3月19日	金	9:00	4月9日	金	10:00	卒業式…来賓入場 入学式…来賓入場	来賓なし	卒業生入場 新入生入場	9:00 10:00
土山小	3月19日	金	9:00	4日9日	金	9:55	卒業式…来賓入場 入学式…来賓入場	来賓なし	卒業生入場 新入生入場	9:00 9:55
大原小	3月19日	金	9:00	4月9日	金	9:30	卒業式…来賓入場 入学式…来賓入場	来賓なし	卒業生入場 新入生入場	9:00 9:30
油日小	3月19日	金	9:00	4月9日	金	9:30	卒業式…来賓入場 入学式…来賓入場	来賓なし	卒業生入場 新入生入場	9:00 9:30
佐山小	3月19日	金	9:15	4月9日	金	9:30	卒業式…来賓入場 入学式…来賓入場	来賓なし	卒業生入場 新入生入場	9:15 9:30
甲南第一小	3月19日	金	8:50	4月9日	金	9:55	卒業式…来賓入場 入学式…来賓入場	来賓なし	卒業生入場 新入生入場	8:50 9:55
甲南第二小	3月19日	金	9:20	4月9日	金	10:00	卒業式…来賓入場 入学式…来賓入場	来賓なし	卒業生入場 新入生入場	9:20 10:00
甲南第三小	3月19日	金	9:30	4月9日	金	9:45	卒業式…来賓入場 入学式…来賓入場	来賓なし	卒業生入場 新入生入場	9:30 9:45
甲南中部小	3月19日	金	9:00	4月9日	金	10:00	卒業式…来賓入場 入学式…来賓入場	来賓なし	卒業生入場 新入生入場	9:00 10:00
希望ヶ丘小	3月19日	金	9:20	4月9日	金	10:00	卒業式…来賓入場 入学式…来賓入場	来賓なし	卒業生入場 新入生入場	9:20 10:00
信楽小	3月19日	金	9:25	4月9日	金	10:00	卒業式…来賓入場 入学式…来賓入場	来賓なし	卒業生入場 新入生入場	9:25 9:55
雲井小	3月19日	金	9:30	4月9日	金	9:50	卒業式…来賓入場 入学式…来賓入場	来賓なし	卒業生入場 新入生入場	9:30 9:50
小原小	3月19日	金	9:30	4月9日	金	10:00	卒業式…来賓入場 入学式…来賓入場	来賓なし	卒業生入場 新入生入場	9:30 10:00
朝宮小	3月19日	金	9:30	4月9日	金	10:00	卒業式…来賓入場 入学式…来賓入場	来賓なし	卒業生入場 新入生入場	9:30 10:00
多羅尾小	実施なし			4月9日	金	10:00	入学式…来賓入場	来賓なし	新入生入場	10:00

水口中	3月15日	月	13:50	4月9日	金	13:30	卒業式…来賓入場 入学式…来賓入場	来賓なし	卒業生入場 新入生入場	13:50 13:40
城山中	3月15日	月	14:00	4月9日	金	14:15	卒業式…来賓入場 入学式…来賓入場	来賓なし	卒業生入場 新入生入場	14:00 14:15
土山中	3月15日	月	13:30	4月9日	金	13:30	卒業式…来賓入場 入学式…来賓入場	来賓なし	卒業生入場 新入生入場	13:30 13:30
布引分教室	3月16日	火	10:00	4月9日	金	10:20	卒業式…来賓入場 入学式…来賓入場	来賓なし	卒業生入場 新入生入場	10:00 10:20
甲賀中	3月15日	月	13:30	4月9日	金	14:10	卒業式…来賓入場 入学式…来賓入場	来賓なし	卒業生入場 新入生入場	13:30 14:10
甲南中	3月15日	月	14:00	4月9日	金	14:00	卒業式…来賓入場 入学式…来賓入場	来賓なし	卒業生入場 新入生入場	14:00 14:00
信楽中	3月15日	月	14:30	4月9日	金	14:00	卒業式…来賓入場 入学式…来賓入場	来賓なし	卒業生入場 新入生入場	14:30 14:30

令和2年度 公立幼稚園卒園式 令和3年度 公立幼稚園入園式 日程表

園名	卒園式		開式時刻	入園式		開式時刻
	日	曜日		日	曜日	
伴谷幼稚園	3月17日	水	9:30	4月7日	水	分散開催
				4月8日	木	
土山にこにこ園	3月17日	水	9:30	4月7日	水	分散開催
大原にこにこ園	3月18日	木	10:00	4月7日	水	分散開催
油日にこにこ園	3月17日	水	10:00	4月7日	水	分散開催
信楽にこにこ園	3月18日	木	9:30	4月7日	水	分散開催

《参考》 令和2年度 私立幼稚園卒園式 令和3年度 私立幼稚園入園式 日程表

園名	卒園式		開式時刻	入園式		開式時刻
	日	曜日		日	曜日	
水口幼稚園	3月16日	火	10:00	4月12日	月	10:00
貴生川認定こども園	3月18日	木	10:00	4月12日	月	10:00
甲南幼稚園	3月17日	水	10:00	未定		10:00

令和2年度 保育園卒園式 令和3年度 保育園入園式 日程表

園名	卒園式		開式時刻	入園式		開式時刻
	日	曜日		日	曜日	
柏木保育園	3月25日	木	分散開催予定	4月6日	火	分散開催予定
水口北保育園	3月26日	金	分散開催予定	4月6日	火	分散開催予定
水口東保育園	3月17日	水	9:30	4月7日	水	分散開催
あいみらい保育園	3月18日	木	9:30	4月7日	水	分散開催
伴谷保育園	3月18日	木	9:30	4月7日	水	分散開催
岩上保育園	3月18日	木	9:30	4月7日	水	分散開催
土山にこにこ園	3月17日	水	9:30	4月7日	水	分散開催
大野保育園	3月18日	木	9:30	4月7日	水	分散開催
大原にこにこ園	3月18日	木	10:00	4月7日	水	分散開催
油日にこにこ園	3月17日	水	10:00	4月7日	水	分散開催
甲賀北保育園	3月18日	木	10:00	4月7日	水	分散開催
甲賀西保育園	3月17日	水	9:30	4月7日	水	分散開催
甲南のぞみ保育園	3月26日	金	9:30	4月3日	土	9:30
こうなん保育園	3月19日	金	未定	未定		
甲南東保育園	3月22日	月	10:00	4月7日	水	分散開催
甲南西保育園	3月23日	火	9:30	4月7日	水	分散開催
甲南南保育園	3月18日	木	9:30	4月7日	水	分散開催
甲南希望ヶ丘保育園	3月18日	木	9:30	4月7日	水	分散開催
明照保育園	3月25日	木	9:30	4月7日	水	10:00
信楽にこにこ園	3月18日	木	9:30	4月7日	水	分散開催
雲井保育園	3月18日	木	10:00	4月7日	水	分散開催
朝宮保育園	3月18日	木	10:00	4月7日	水	10:00

青少年活動指導者のための 甲賀市青少年活動セミナー



新型コロナウイルス感染症に対応する リスクマネジメントセミナー

新型コロナウイルス感染症拡大により、子どもたちの春休みや夏休みの青少年活動の大半が中止となりました。このような事態に、青少年活動にたずさわっている人たちは、どう判断し、どう動いたのか。そして、これからどうすべきなのかを共に考えていきます。

令和3年2月6日(土) 14:00~16:00

会場
碧水ホール
水口

テーマ:コロナ禍で「すき」をつづけるために必要なこと

① 活動での感染症拡大の影響(報告)

山脇秀鍊 氏 オーパルオプテックス株式会社
藤井忠夫 氏 特定非営利活動法人甲賀の環境・里山元気会
藤田尚見 氏 ガールスカウト滋賀県第34団

② 専門家の立場からの助言・指導

今井正裕 氏 (一財)大阪府青少年活動財団・吉野宮滝野外学校
岡林旅人 氏 公立甲賀病院 循環器内科・循環器病センター

対象:甲賀市の青少年の育成に関わるすべての方(参加費無料)

新型コロナウイルス感染拡大防止のためR3年1月29日(金)までにお申し込みください。

FAX(0748-69-2293)

定数:50名

参加者氏名	
所属・活動団体名	
連絡先 □自宅 □携帯	〒 - (☎ - -)

主催 甲賀市教育委員会

問合せ

甲賀市教育委員会事務局 社会教育スポーツ課
TEL 0748-69-2248 FAX 0748-69-2293